

宇都宮市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第5条の規定に基づき、医療的ケア児及びその家族に対する支援として、訪問看護ステーションその他の訪問看護を行う医療機関に在宅の医療的ケア児への一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行わせることで、医療的ケア児の健康を保持し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

2 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の保護者で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている」と市長が認めた者をいう。

3 この要綱において「利用児童」とは、市長が事業の利用を決定した医療的ケア児をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、事業の実施に当たっては、市と委託契約を締結した、利用児童が現に訪問看護を利用する健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に委託して行うこととする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次項に定める要件の全てに該当する医療的ケア児の家族とする。

2 この事業を利用できる者は、次の要件の全てに該当する医療的ケア児とする。

(1) 宇都宮市内に住所を有すること。

(2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。

(4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

(5) 訪問看護（健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

(事業内容)

第5条 この事業は、市から委託を受けた訪問看護ステーション等医療機関が自宅での訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

(利用時間)

第6条 利用時間は、訪問看護ステーション等医療機関が、在宅の利用児童を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から、健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護時間を控除した時間とする。

2 1年度（4月1日から翌年3月31日）内において、48時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から3月までの残月数（利用の決定月を含む。）に4を乗じた時間）を利用限度とする。

3 1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は、1時間以上4時間以内（30分単位、30分未満切捨）とする。

（費用の負担）

第7条 対象者がこの事業を利用するにあたっては、費用の負担はないものとする。ただし、訪問看護費の他に発生する実費（交通費等）や、キャンセル料等については、対象者と訪問看護ステーション等医療機関との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

（利用の申請）

第8条 当事業を利用しようとする家族は、「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書」（様式第1号）に主治医の訪問看護指示書（写）及び訪問看護計画書（写）を添えて、市長に申請するものとする。

（利用の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、その結果について、申請者及び訪問看護ステーション等医療機関に対し「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（決定・更新・変更）通知書」（様式第2号又は様式第3号）により通知するものとする。なお、不承認の場合には、「医療的ケア児在宅レスパイト事業不承認通知書」（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 有効期間は、利用決定日から利用の決定日以後の最初の3月31日までとする。

（利用の決定の更新）

第10条 利用の更新手続きは自動更新とし、市長は、有効期限が終了する30日前までに「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（決定・更新・変更）通知書」（様式第2号又は様式第3号）により家族及び利用する訪問看護ステーション等医療機関に対し通知するものとする。

（変更の届出等）

第11条 家族、利用児童の氏名、住所等に変更が生じた場合並びに主治医の訪問看護指示書、訪問看護計画書に変更が生じた場合は、家族は「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用資格変更届」（様式第5号）に変更事項を証する書類（写）を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、家族、利用児童の氏名、住所等の変更に係る前項の届出を受理したときは、速やかに「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用資格変更届受理通知書」（様

式第6号)により、利用児童が事業に利用した訪問看護ステーション等医療機関に対し通知するものとする。

(利用決定通知書の再交付)

第12条 利用決定通知書を破損し、又は忘失した場合、家族は「医療的ケア児在宅レスパイト事業再交付申請書」(様式第7号)を、市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(事業の終了)

第13条 利用児童が市外転出、医療的ケア不要(回復等により医療的ケアが不要となることをいう。)、死亡等の事由が生じた場合、家族は「医療的ケア児在宅レスパイト事業終了届」(様式第8号)を、市長に提出するものとする。

2 市長は前項の届出を受理したときは、速やかに「医療的ケア児在宅レスパイト事業終了届受理通知書」(様式第9号)により、利用児童が事業で利用した訪問看護ステーション等医療機関に対し通知するものとする。

(訪問看護ステーション等医療機関の変更等)

第14条 訪問看護ステーション等医療機関又は医療的ケアを変更又は追加等する場合の手續については、第8条及び第9条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第15条 市長は、利用児童が、訪問看護ステーション等医療機関から別表に定める支払対象経費となる看護(以下「委託対象訪問看護」という。)を受けたときは、委託対象訪問看護に要した費用について、別表で定める支払額を限度として、利用児童及び家族に代わり、訪問看護ステーション等医療機関に委託料を支払うものとする。

2 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月15日までに前月分の事業の実施に係る利用児童別の「医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供記録票」(様式第10号)及び「医療的ケア児在宅レスパイト事業実績報告書」(様式第11号)を添えて、当該実績に対する委託料を「医療的ケア児在宅レスパイト事業委託料請求書」(様式第12号)により、市長に請求するものとする。

3 市長は前項の請求があったときは、内容を審査し、適正と判断される場合は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

4 第1項の規定による支払いがあったときは、利用児童及び家族に対し助成したものとみなす。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

制定文(令和4年10月26日告示第312号)

令和4年11月1日から適用する。

別表（第15条関係）

支払対象経費	支払額
<p>訪問看護ステーション等医療機関が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除く）に係る費用</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p style="text-align: center;">支払額 = A × 7, 500円（1時間当たり単価）</p> <p style="text-align: center;">※ 30分当たりの単価：3, 750円</p> <p>備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A 訪問看護ステーション等医療機関が、在宅の利用児童（医療的ケア児）を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数。</p> <p>ただし、利用児童（医療的ケア児）1人につき、1年度当たり48時間（令和4年度については20時間）を上限とする。</p> <p>※ 年度途中の申請の場合は、利用の決定月からの年度内の残月数×4時間を利用限度とする。</p> <p>※ 1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は1時間以上4時間以内（30分単位、30分未満切捨）とする。</p>

※ 単価は消費税及び地方消費税を含む。